

「アクション・プラン」推進委員会(第5回)の開催結果について

- 1 開催日時：平成24年2月9日(木) 18:35～19:40
- 2 場 所：内閣府地域主権戦略室会議室
- 3 出席者：
(委員会メンバー) 川端達夫内閣府特命担当大臣、上田清司埼玉県知事、後藤斎内閣府副大臣、福田昭夫総務大臣政務官
(関係府省) 園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、岩本司農林水産副大臣、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官
(関係知事等) 井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、広瀬勝貞大分県知事、仲井眞弘多沖縄県知事
- 4 議事：①広域的实施体制の枠組みについて
②個別の事務・権限の移譲の検討について
③出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・プラン」の課題について

(議事の概要)

国出先機関の移管の受け皿となる広域的实施体制の枠組み、個別の事務・権限の移譲について議論が行われた。

関係府省からは、「災害時には大臣による直接的・包括的な指揮命令が必要。自治事務・法定受託事務以外の新たな事務の枠組みが必要。」等の意見がでた。

それらの意見に対し、井戸連合長、嘉田委員長は、「機関委任事務の復活につながるようなことがあってはならない。災害時には、各大臣からの指示を受けてもよいし、逆に広域的实施体制から国への要請権を認めてもらいたい。」と反論。

川端大臣が、「難しい状況乗り越えて、一定の方向性が出せた。引き続き皆様の意見に耳を傾け、全体像をまとめていきたい。移譲の例外とする事務は最小限にしたい。」と総括した。

(主な発言要旨)

(吉田副大臣)

被災地の市町村長と話したが、緊急事態には国が責任を持って対応することが強く求められている。大規模災害時のオペレーションでは、災害対策基本法による指示だけでなく、国交大臣が広域的实施体制に、直接的・包括的な指揮命令ができるようにすることが必要。

(北神政務官)

全体9割の40法律を移譲可能と回答した。今後パブリックコメント等により、国民・住民の意見も聞いてもらいたい。合理化を進めるため、移譲する事務に関連する府県事務の持ち寄りも願います。

(高山政務官)

野田総理、細川大臣から、とにかくやる方向でと指示があり最大限努力した。国立公園と原子力規制庁は引き続き環境省で担当させていただきたい。

(井戸知事)

専任の執行役を置くことはいいが特別職にする必要はない。災害対策基本法だけではなく、各省大臣も広域連合に指示ができる根拠を個別法の中に書いてもよい。逆に広域連合から国へ要請権も与えてもらいたい。機関委任事務の復活はいけませんが、何らかの工夫が必要だ。絶対に残存組織が残ることを前提にしてはいけません。本省に吸い上げた後、例えば広域連合に事務を委託することも考えられる。法定委任というような形も提案したい。

(嘉田知事)

出先機関改革は与党マニフェストであり、行革の柱であることを発信してもらいたい。自治体に任せたら「規制ができず環境が守れない。」というのは古い感覚、自治体を信頼してもらいたい。環境省は多くの移管を検討されており評価をさせていただく。国交省も自治体を信頼してもらいたい。経産省については、中小企業のものづくり基盤技術の高度化は、地元の方がよく分かっている。国土交通省については、河川整備計画は移管できないというのは納得しがたい。道路については、関西なら、公平性、透明性のある投資プランを作ることができる。環境については、一番大変なのは獣害だが一緒に汗を流せたらと思う。

(広瀬知事)

緊急時における国からの指示はあってしかるべき。自治事務、法定受託事務の他に、国の権限や責任を確保するために新たな措置が必要。機関委任事務はだめとの意見もあるが、ぎりぎりのところまではいいだろう。整備局や環境事務の一部が残ったり、本省に多くの事務を引き上げるのもよくない。

(川端委員長)

難しい状況乗り越えて、一定の方向性が出せた。具体の中身の話に入ってきたことは感無量だ。引き続き皆様の意見に耳を傾け、全体像をまとめていきたい。一番大事なのは、地域住民の住民サービスがより向上することということ。長年に渡って作り上げた国と地方の対等・協力の関係を前進させ、移譲の例外とする事務は最小限にしたい。

「アクション・プラン」推進委員会（第5回）
議 事 次 第

平成24年2月9日（木）
18時30分～19時30分目途
於：内閣府地域主権戦略室会議室
（日本自転車会館2号館5階）

○次第

- 1 開会
- 2 広域的实施体制の枠組みについて
- 3 個別の事務・権限の移譲の検討について
- 4 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・プラン」の課題について
- 5 閉会

○配布資料

- 資料1-1 広域的实施体制の執行機関の在り方について（案）
- 資料1-2 大規模災害時等の緊急時のオペレーション（案）（イメージ）
- 資料2-1 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る関係者（環境団体）からの意見聴取（概要）
- 資料2-2 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る関係者（市町村）からの意見聴取（概要）
- 資料3-1 作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について（照会）
- 資料3-2 作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」に対する各省の回答の概要
- 資料3-3 経済産業省回答
- 資料3-4 国土交通省回答
- 資料3-5 環境省回答
- 資料4 九州地方知事会資料

○参考資料

- 参考資料1 「アクション・プラン」概要及び全文
- 参考資料2 出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針
- 参考資料3 広域的实施体制の枠組み（方向性）
- 参考資料4 「アクション・プラン」の推進体制
- 参考資料5 「アクション・プラン」推進委員会の運営について

「アクション・プラン」推進委員会（第5回）出席者名簿

（推進委員会構成員）

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委員	上田 清司	埼玉県知事
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

（関係府省出席者）

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
総務省	森田 高	総務大臣政務官
法務省	滝 実	法務副大臣
厚生労働省	津田 弥太郎	厚生労働大臣政務官
農林水産省	岩本 司	農林水産副大臣
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	吉田 おさむ	国土交通副大臣
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

（関係知事出席者）

関西広域連合	井戸 敏三	兵庫県知事（関西広域連合長）
	嘉田 由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	仲井眞 弘多	知事

広域的实施体制の執行機関の在り方について（案）

内閣府地域主権戦略室

1 執行機関の在り方

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

（広域的实施体制の枠組み（方向性）（平成23年12月26日地域主権戦略会議了承）（抄））

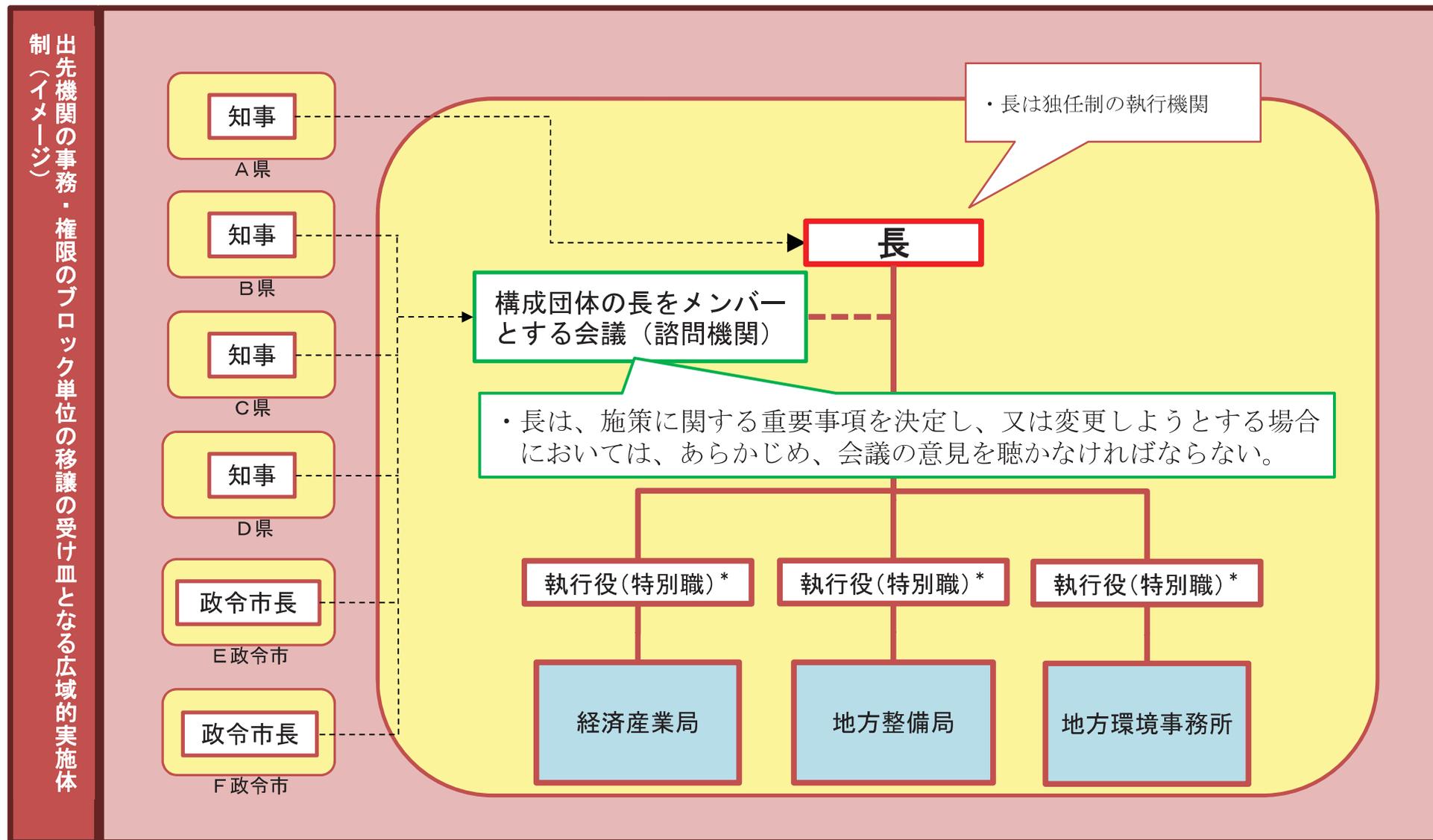
1. 独任制の長の場合

- ① 権限と責任を有する者として独任制の長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）。
- ② 構成団体の長をメンバーとする諮問機関を設置することとし、広域的实施体制の長は、施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該諮問機関の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 独任制の長を補佐し、組織のトップマネジメントの一端を担うとともに、日常の業務執行を管理する専任の執行役を移譲の対象となる出先機関毎に置く。執行役は特別職とし、その選任に当たっては議会の同意を要するものとする。

2. 合議制の理事会の場合

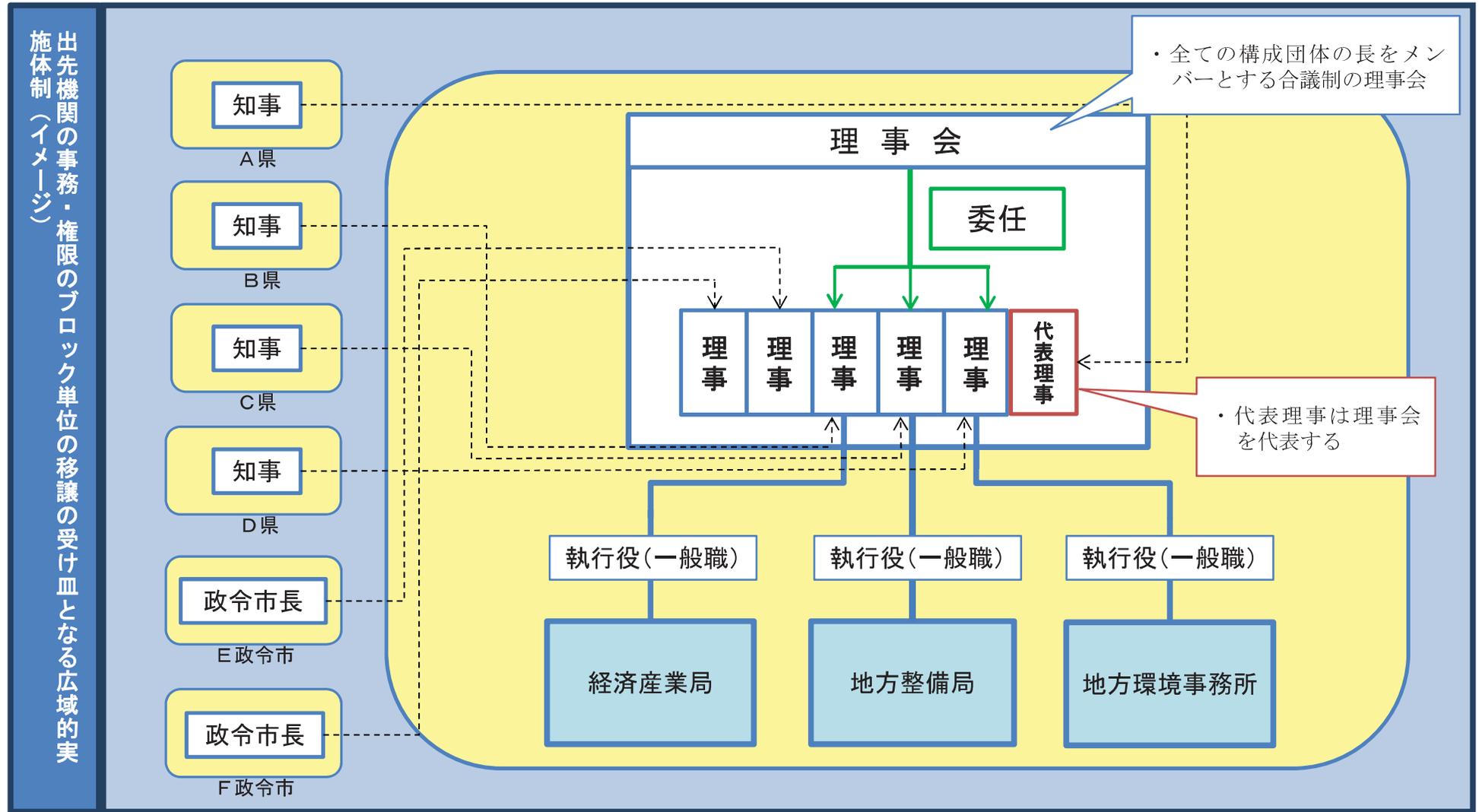
- ① 全ての構成団体の長をメンバーとする合議制の理事会を置く。
- ② 理事会の権限の一部を特定の理事に委任することができるものとし、移譲の対象となる出先機関毎に、当該出先機関を管理する特定の理事（権限と責任を有する者）を置く。（なお、理事会全体を代表する者として代表理事を置く。）
- ③ ②の特定の理事の下で日常の業務執行を管理する専任の執行役を置く。執行役は一般職とする。

執行機関の在り方（イメージ）（独任制の長を置く場合）



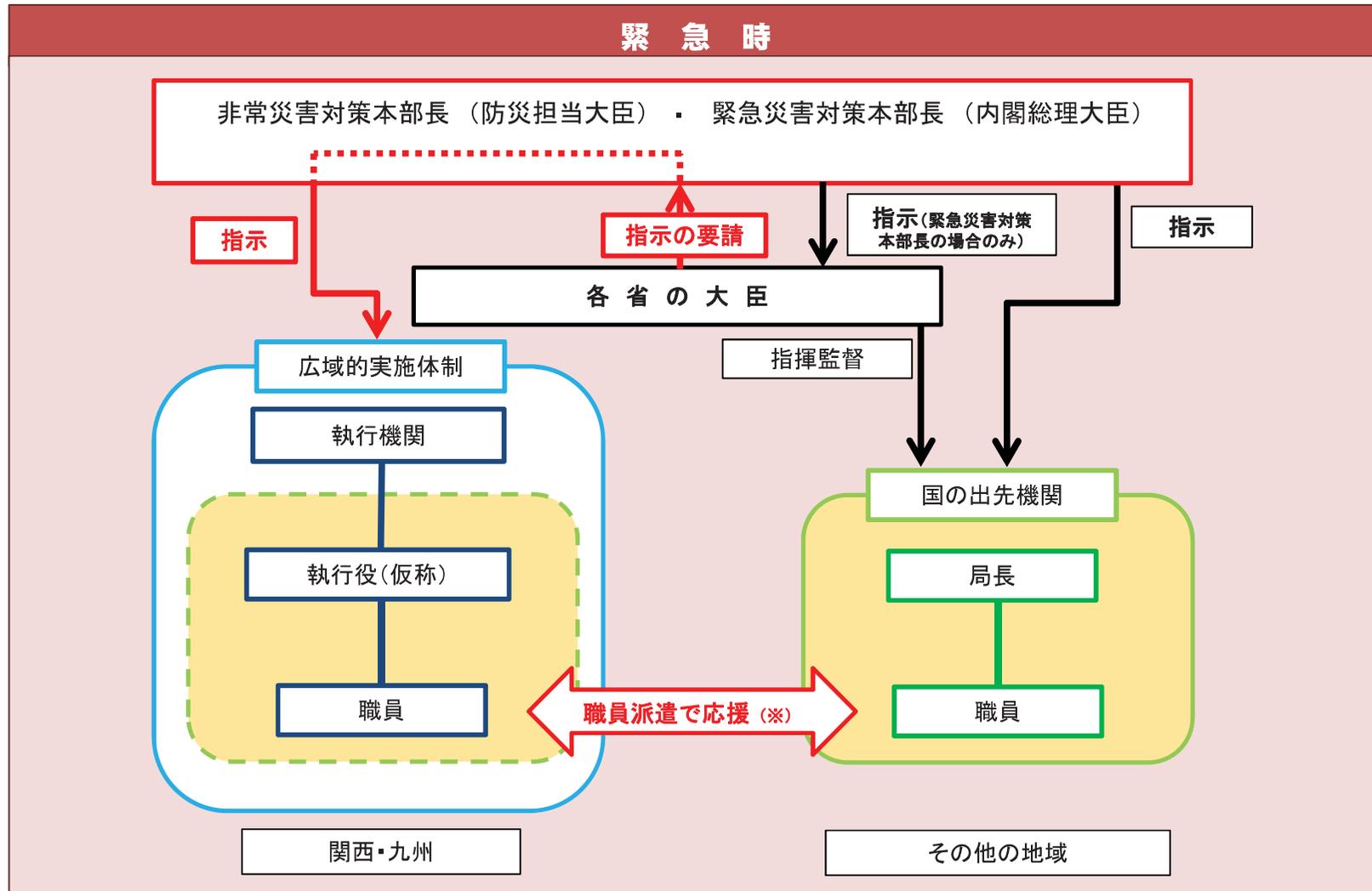
（* 選任に当たっては、広域的实施体制の議会の同意を要する。）

執行機関の在り方（イメージ）（合議制の理事会を置く場合）



大規模災害時等の緊急時のオペレーション（案）（イメージ）

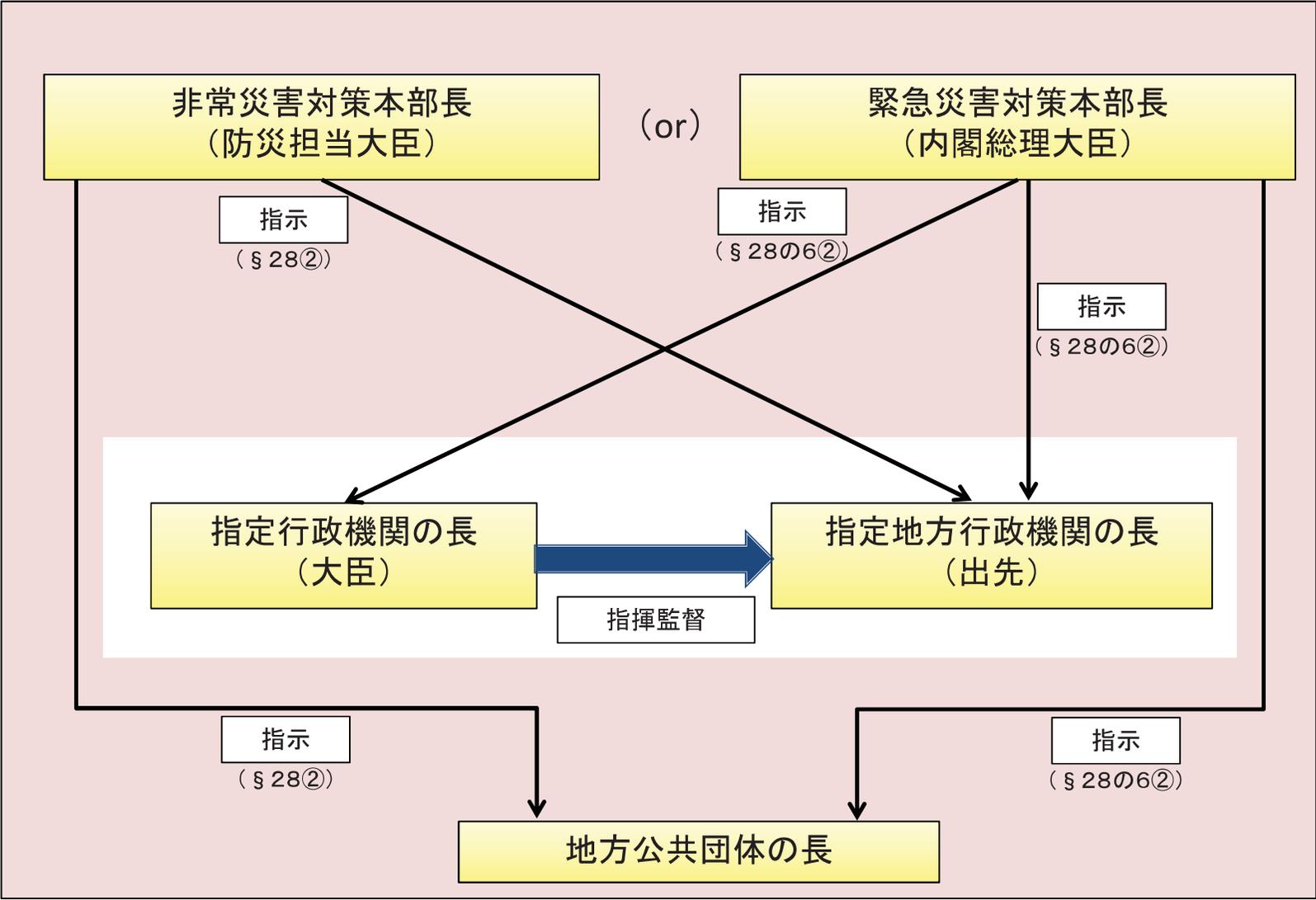
内閣府地域主権戦略室



※緊急災害対策本部長等からの指示に基づき、広域的实施体制から他地域の国の出先機関へ職員派遣することを想定。

（（注）上記の他、各省の大臣には、個別法に基づく指示権有り。）

【参考1】 現行の災害対策基本法に基づく緊急時のオペレーション(イメージ)



【参考2】国から地方公共団体に対する指示の具体例

◆ 原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域等の設定に係る指示

＜原子力災害対策特別措置法(抄)＞

§ 20③ 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

* 福島第一原子力発電所事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係市町村長に対し、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定等に基づく警戒区域の設定、当該区域への立入禁止・退去命令に係る指示が行われ、同指示のとおり措置が講じられた。

◆ 消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動に係る指示

＜消防組織法(抄)＞

§ 44⑤ 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。)の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

* 東日本大震災において、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示により緊急消防援助隊の出動が行われた。

